

建設緑政局及び区役所工事成績評定審査委員会設置要領

(趣旨)

第1条 本要領は、建設緑政局及び区役所工事成績評定審査委員会（以下、「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものとする。

(事務)

第2条 委員会は次の事項について審議する。

- (1) 川崎市請負工事成績評定要領13条第1項に規定する再説明の請求を受けた場合の工事成績評定に関すること。
- (2) その他工事成績評定の運用に関すること。
- 2 審議の対象となる工事は、建設緑政局及び各区役所道路公園センターに属する工事とする。
- 3 審議に必要な場合は、当該工事の監督員、検査員その他の関係者に出席を求め、意見を聴くことができるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 建設緑政局長
- (2) 建設緑政局総務部長
- (3) 建設緑政局緑政部長
- (4) 建設緑政局道路河川整備部長
- (5) 審議の対象となる工事を所管する区役所道路公園センターの所長又は、室の室長
- (6) 委員長が指名する区役所道路公園センター所長
- (7) 建設緑政局総務部技術監理課長
- (8) 財政局資産管理部検査課長
- (9) その他必要に応じて委員長が指名する者
- 2 前項第6号の区役所道路公園センター所長の指名は、審議の対象となる工事を所管する区役所道路公園センターの所長以外から2名を指名することとする。
- 3 委員長は、建設緑政局長とする。
- 4 委員長に事故があるときは、建設緑政局総務部長がその職務を代行する。

(召集及び議決等)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が召集する。

2 委員会は、過半数の出席により成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の（委員長を除く）過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、建設緑政局総務部技術監理課で行う。

(委任事項)

第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて委員長が定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

2 「建設局及び区役所工事成績評定審査委員会設置要領」（平成18年1月4日、17川建技第967号）は、この要領の施行と同日付けで廃止する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年9月1日から施行する。